



0 3 0 6 0 1

受験番号シール貼付欄

1/4

監査論順位: 836位

素点: 14.5  
偏差値: 51.5

第1問 答案用紙<1>  
(監査論)

問題 1

問 1

仮に財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価しない場合、監査人は3カ-ジョンレベルでの重要な虚偽表示リスクを注視する傾向となり、視野が狭まってしまう。特に財務諸表全体レベルの虚偽表示リスクは各3カ-ジョン影響を及ぼす。そのため、財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められる。

問 2

以前は重要な虚偽表示リスクを有するもの中の監査人の判断(上記)特別の検討を必要とするリスクを特定していたが、この特定基準が概ね上記の指標がある。この特別の検討を必要とするリスクは虚偽表示が生じる可能性と金額的・質的影響の双方を考慮して固有リスクが最も高いリスクを特定するものとした。この特別の検討を必要とするリスクを特定する際には、特定基準の明確性から、重要な虚偽表示リスクを識別し固有リスクを判断するため、固有リスクの評価が多視点的に行われた。

問題 2

問 1

重要性の基準値は、一般的に監査人が最初の指標を定め、この指標に対して特定の割合を適用することで決定される。

問 2

この重要性は、財務諸表利用者の経済的意思決定を行う際に誤った意思決定を招くおそれがあるかを前提として決定される。これは重要性の基準値は財務諸表利用者の経済的意思決定を誤る行為に起因する企業固有の状況や企業の実業等の企業環境などが考慮されることである。したがって、重要性の基準値は、画一的に決定される、個々の監査人の判断に基づいて決定されることとなる。

自己採点 難しい。  
どこで点がもらえるかわからない...

CP-TAC



第1問 答案用紙<2>  
(監査論)

3点/20  
3点/9  
問題 3

問 1

監査人は、リスク評価手続において統制リスクを評価するため、内部統制が適切に設計され、特定時点において業務に適用されているかどうかという内部統制の整備状況を調べる。ここで、内部統制は経営者が整備、運用する責任を有している。したがって、監査人は、リスク評価手続において統制リスクを評価する際に、内部統制の整備責任を有する経営者へ疑問を投げかけるならないとされている。

0/5  
問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：3サ-ションレベルの重要性を偽装するリスクを評価する際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合。

0/8  
その理由：監査リスクモデルにおいて、重要性を偽装するリスクが高い場合、発見リスクを高い水準と見做し、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることが可能である。もし発見リスクを高い水準と見做すという点に比較的時間と人員の節約が図れることになり、他の監査手続に割くことが可能となるため、監査の有効性を高めている。したがって、3サ-ションレベルの重要性を偽装するリスクを評価する際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合は、当該有効性を裏付け、リスクアロケーション監査が可能であり、運用評価手続を行う。

予備校の講評的取り扱いはレベルは...



受験番号シール貼付欄

3  
4

素点: 22.5  
偏差値: 58.9

第2問 答案用紙<1>  
(監査論)

3/26

問題 1

【仮定1】 S社のCEOが行った不正行為の影響が、P社グループの広範に及びないことについての証拠が入手された場合。

【結論の種類】 除外事項を付した限定件結論

【根拠】 S社のCEOが疑われない不正行為に付子会社をP社グループにとり、重要性があるという情報が入手された。また、連結の観点から、P社の子会社であるS社の不正行為の影響が、仮定1より広範に及びないという証拠が入手された。さらに、当該不正行為は、四半期比で範囲の判定的に除外事項である。

【仮定2】 S社のCEOが行った不正行為の影響が、P社グループの広範に及びないことについての証拠が入手された場合。

【結論の種類】 結論の不表明

【根拠】 S社のCEOが疑われない不正行為に付子会社をP社グループにとり、重要性があるという情報が入手された。また、連結財務諸表の広範囲に影響が生じていること仮定2より証拠が入手された。さらに当該不正行為は、四半期比で範囲の判定的に除外事項である。

(2) 19.5/24

問題 2

問 1

監査人への結論を表明する際の注意を確保し、想定利用者に信頼してもらうべく、監査の前提条件が満たされていることを確認する必要がある。監査人への説明を徹底し、P社の訂正後の連結財務諸表の作成にあり、適用範囲に関する報告の枠組みが侵入可能なものであることを確認すること、経営者が自己の責任を認識及び理解していることについて経営者の合意を得ることがある。

自己採点不可

自己採点不可。全範囲に及ぶ。



受験番号シール貼付欄

4  
4

第2問 答案用紙<2>  
(監査論)

問 2

監査人への、監査の質を確保する大目的は、それはP社の第三者委員会がP社グループの独立性を有しているか否かを検討する必要があり。第三者委員会がP社グループの独立性を有している場合、調査結果を監査証拠としてこのプロセスから取り出す。不正行為が実際に行われていることが大目的、監査人への職務的懐疑心を発揮するの目的は高く必要があり。

問 3

【記載区分】 ~~強調事項~~ 及びその他の記載事項区分  
 【記載事項】 訂正前の変更箇所の内容、及び訂正の理由を記載する必要があり。また影響範囲についても記載が必要あり。